

平成十五年八月五日受領
答弁第一一一号

内閣衆質一五六第一一一号

平成十五年八月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出独立行政法人トップへの天下りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出独立行政法人トップへの天下りに関する質問に対する答弁書

一について

平成十五年十月に独立行政法人に移行する特殊法人及び認可法人（以下「特殊法人等」という。）の所管府省別の名称は、別表のとおりである。

二について

独立行政法人の長は主務大臣が任命することとされており、平成十五年十月に特殊法人等から移行する独立行政法人（以下「新独立行政法人」という。）の長の人選については、現在、各府省において検討が進められているところである。

独立行政法人においては、その長は、当該法人の運営について相当程度の裁量が与えられ、極めて重い責任を担っている。このため、新独立行政法人の長の人選に当たっては、それぞれの法人の設立目的に照らし、高度な知識及び経験や適正かつ効率的な運営の能力を有する者を、いわゆる民間人を含め、適材適所の観点から広く求めることとしていることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

三について

新独立行政法人の長の人選に当たり、公募方式を導入するか否かについては、二について述べたように、新独立行政法人の長に適材適所の観点から広く人材を求めるといふ考え方の下に、各府省において現在検討を行っているところであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四及び五について

御指摘のような動きは承知していないが、二について述べたとおり、独立行政法人の長は、極めて重い責任を担っていることから、その人選に当たっては、高度な知識及び経験や適正かつ効率的な運営の能力を有する者を、いわゆる民間人を含め、適材適所の観点から広く求めてまいる所存である。

別表

平成15年10月に独立行政法人に移行する特殊法人等

所管府省	特殊法人等名	新独立行政法人の名称
内閣府	国民生活センター	(独)国民生活センター
	北方領土問題対策協会	(独)北方領土問題対策協会
総務省	平和祈念事業特別基金	(独)平和祈念事業特別基金
外務省	国際交流基金	(独)国際交流基金
	国際協力事業団	(独)国際協力機構
財務省	日本万国博覧会記念協会	(独)日本万国博覧会記念機構
	通関情報処理センター	(独)通関情報処理センター
文部科学省	科学技術振興事業団	(独)科学技術振興機構
	理化学研究所	(独)理化学研究所
	日本芸術文化振興会	(独)日本芸術文化振興会
	日本学術振興会	(独)日本学術振興会
	日本体育・学校健康センター	(独)日本スポーツ振興センター
	宇宙開発事業団	(独)宇宙航空研究開発機構
厚生労働省	社会福祉・医療事業団	(独)福祉医療機構
	心身障害者福祉協会	(独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	勤労者退職金共済機構	(独)勤労者退職金共済機構
	日本障害者雇用促進協会	(独)高齢・障害者雇用支援機構
	日本労働研究機構	(独)労働政策研究・研修機構
農林水産省	緑資源公団	(独)緑資源機構
	農業者年金基金	(独)農業者年金基金
	農林漁業信用基金	(独)農林漁業信用基金
	生物系特定産業技術研究推進機構	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構
	海洋水産資源開発センター	(独)水産総合研究センター
	農畜産業振興事業団	(独)農畜産業振興機構
	野菜供給安定基金	
経済産業省	日本貿易振興会	(独)日本貿易振興機構
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構
国土交通省	水資源開発公団	(独)水資源機構
	国際観光振興会	(独)国際観光振興機構
	自動車事故対策センター	(独)自動車事故対策機構
	海上災害防止センター	(独)海上災害防止センター
	空港周辺整備機構	(独)空港周辺整備機構
	日本鉄道建設公団	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	運輸施設整備事業団	
法人数計	34法人	32法人